

学校いじめ防止基本方針

静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校

第1章 基本的事項

1 いじめの定義

この法律（いじめ防止対策推進法第2条第1項）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめにあると判断した場合でも、行為を行った児童生徒に悪意がなく、好意で行った場合や障害特性による場合等には、双方や関係者に理解を求めながら適切に対応する。

2 いじめの理解

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」も何度も繰り返されたり複数の者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周りでおもしろがったり傍観したりしている存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの基本的な考え方

- ・「どの学校でも、どの子にも起こり得る」 ⇒ 職員の認識
- ・いじめを許さない、いじめの兆候を把握、隠さず関係機関と連携して対応 ⇒ 職員の共有・連携
- ・命の大切さ、心身の健康についてあらゆる場面で指導する ⇒ 指導の指針

第2章 いじめ対策のための組織

1 組織名（相談・通報窓口）

静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 いじめ対策委員会（人権教育委員会）

2 構成員等

実務担当者：生徒指導課長

構成員：副校長、部主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、
該当生徒担任

3 役割

- ・いじめに関する情報の集約と共有化
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・学校いじめ基本方針に沿った組織的な対応の確認
- ・学校いじめ基本方針の策定と見直し、計画的な実施のチェック
- ・いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証

第3章 いじめ防止のための対策

1 いじめ未然防止に向けて

いじめはどの子にもおこりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための「未然防止」に取り組むことが大切である。未然防止の基は生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業作り、集団作りを行うこと。

さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学校風土を作る必要がある。また、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

2 いじめ未然防止のための対策

ア 教職員と子どもとの信頼関係作り

- ・子どもの良さを認める姿勢
- ・一人一人を尊重した姿勢や態度(比較しない教育)
- ・子どもの生活に目を配り、良いあらわれや良い行動を認め、褒める
- ・悩みや不安を抱える子どもの心に寄り添い安心感と信頼感を築いていく

イ 自分を見つめる機会の工夫

- ・人権や自分の生き方について考える機会を設ける
(HR活動、道徳の時間、総合的な探究/学習の時間、進路学習、職業等)
- ・同じ目的を持つ集団内で主体的に活動する機会を設ける
(作業学習、集団宿泊学習、保健体育、生徒会活動、部活動、行事等)
- ・学校外の様々な集団に所属する機会を設ける
(共同授業、交流授業、地域作業、職場実習、地域交流等)

ウ 学校、家庭、地域、関係機関の連携

- ・教職員の連携(生徒指導情報の共有等)
- ・啓発活動(学年便り、ホームページ等)
- ・家庭との協力体制(家庭調査、家庭訪問等)

- ・情報の共有（PTA、民生委員、児童委員、出身中学との情報交換等）
- エ 配慮を要する生徒への支援
- ・日常的に特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。
 - ・気になる生徒について、心理専門員（スクールカウンセラー）を活用し、専門的な見地からの意見を求める。

第4章 いじめの早期発見

1 いじめの早期発見のため、以下のように取り組む。

- ・年度当初に、副校長が、全職員にいじめ防止基本方針を周知、徹底をする。
- ・チームティーチングをいかして、教職員が生徒のわずかな変化に気づくよう観察する。
- ・担任等が抱え込まないように全教職員で情報共有する。
- ・年2回、生徒、保護者へのアンケート調査を実施する。
- ・通常の学年部会等で、生徒の行動についての報告がなされ、部主事、副校長への連絡、相談があることが前提になる。
- ・他害、喧嘩他、元気がない等、気になる行動がある場合は、学年主任 → 部主事、生徒指導課長 → 副校長へ連絡する。同時に生徒指導記録票等で、経過の記録を開始する。
- ・不登校重大事態を防ぐために、長期欠席（休業日を除き連続7日以上、または、月間15日以上の欠席）があった場合は、いじめ対策委員会を開催する。

2 年間計画

(1) 方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・日常的なきめの細かい観察と定期的な実態把握（面談、アンケート） ・気付いた情報の確実な共有（生徒指導記録簿への記入） ・気になる情報へ速やかな対応 	
(2) 年間の主な取り組み	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学時、年度開始時にいじめ防止基本方針を保護者に説明 ・いじめ問題への取組への各学年における指導方針決定 ・心理専門員カウンセリング ・スクールサポーターとの連携協議 ・いじめ対策委員会定例会①
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者面談（1・2・3年生） ・SNS利用安全教室
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・心理専門員カウンセリング
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者アンケート ・生徒・保護者面談（2・3年生希望者） ・心理専門員カウンセリング ・いじめ対策委員会定例会②
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員生徒指導意識調査（生徒指導部）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中における生徒情報の把握 ・人権研修（教職員） ・心理専門員カウンセリング ・いじめ対策委員会定例会③
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者面談（3年生）

	・人権学習授業
11月	・心理専門員カウンセリング
12月	・生徒・保護者アンケート ・生徒・保護者面談（2年生） ・心理専門員カウンセリング ・いじめ対策委員会定例会④
1月	・冬季休業中における生徒情報の把握 ・心理専門員カウンセリング
2月	・生徒・保護者面談（3年生） ・心理専門員カウンセリング ・いじめ対策委員会定例会⑤
3月	・生徒・保護者面談（1・2年生） ・生徒指導記録簿の確認 ・心理専門員カウンセリング

第5章 いじめに対する措置

1 いじめ対策委員会の招集

- ・問題対応のためのケース会議を開催する。

2 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認を行う。
- ・インターネットを通じて行われている疑いがある場合は、証拠となる画像や文章の情報提供を関係者に依頼する。
- ・いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等を決定し、全教職員に周知する。

3 解決に向けた支援と指導

- ・いじめられた子どもへの支援
- ・いじめた子どもへの指導
- ・周囲の子どもへの指導

保護者への対応

- ・事態に関係する保護者に事実を伝え、被害者の保護者に対して今後の学校生活を安全に送るための具体策を提示し、加害者の保護者に対して指導方針の提示と再発防止への協力、被害者への配慮等を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

関係機関等との連携

- ・子どもに関わりのある関係機関（医療、福祉、警察、児童相談所等）と連携し、相互に補完し合い、一体となって取り組む。

スクールカウンセラーによる相談

- ・必要に応じ、スクールカウンセラーによる聞き取りを本人、保護者から行い、心のケアを図

る。

4 経過観察と再発防止

- ・保護者と連携しながら継続的に経過観察を行い、必要に応じて追加支援を行う。
- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた支援体制を見直し、再構築する。

第6章 重大事態への対応

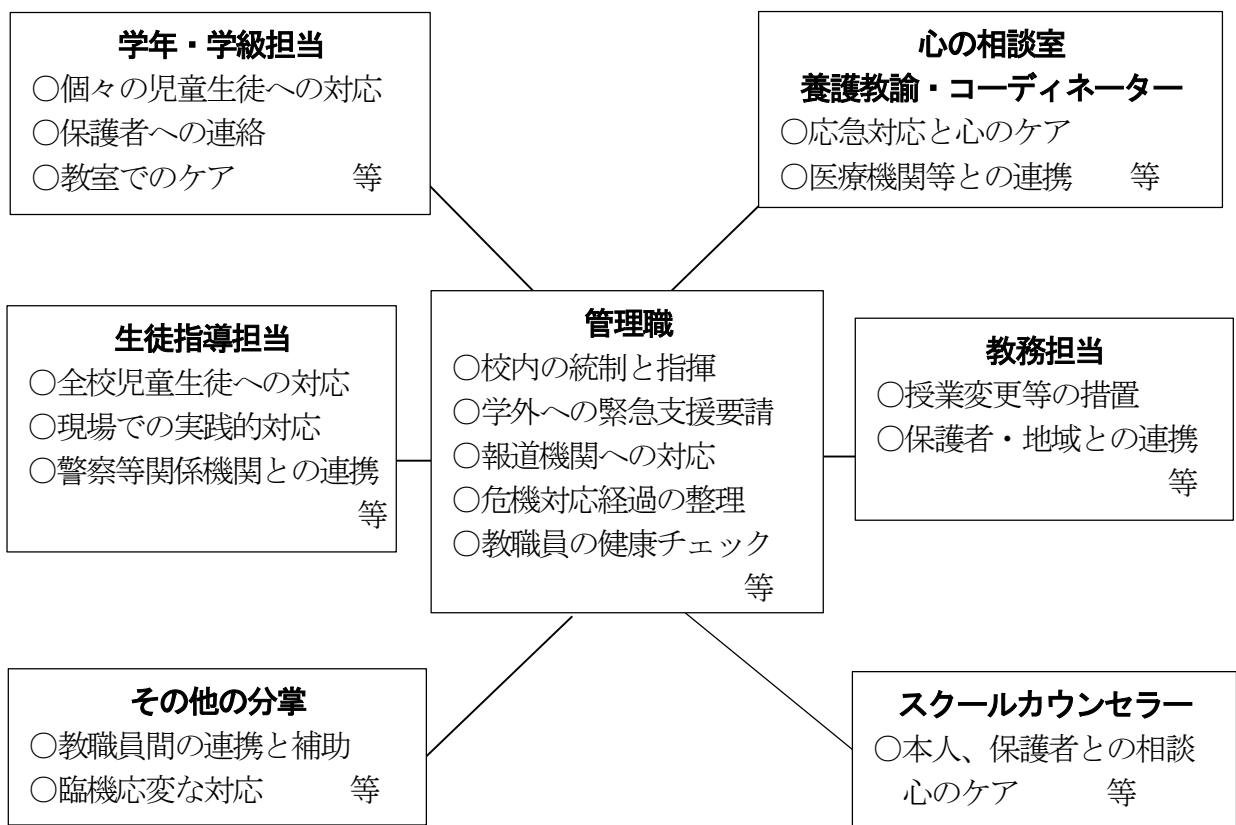
1 重大事態とは

いじめにより、子どもの生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、これを「重大事態」として教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要がある。

2 重大事態発生時の基本的な対応

- ・管理職へ、正確な情報を迅速、正確に伝える。
- ・躊躇なく関係機関へ支援を求める。（「CRT派遣要請」等を念頭に置く。）
- ・子ども、保護者へ正確な情報を迅速、正確に伝え、二次被害を防止する。

3 校内の組織体制と役割分担



4 説明責任とマスコミ等対応・危機管理

(1) 保護者への対応（保護者会）

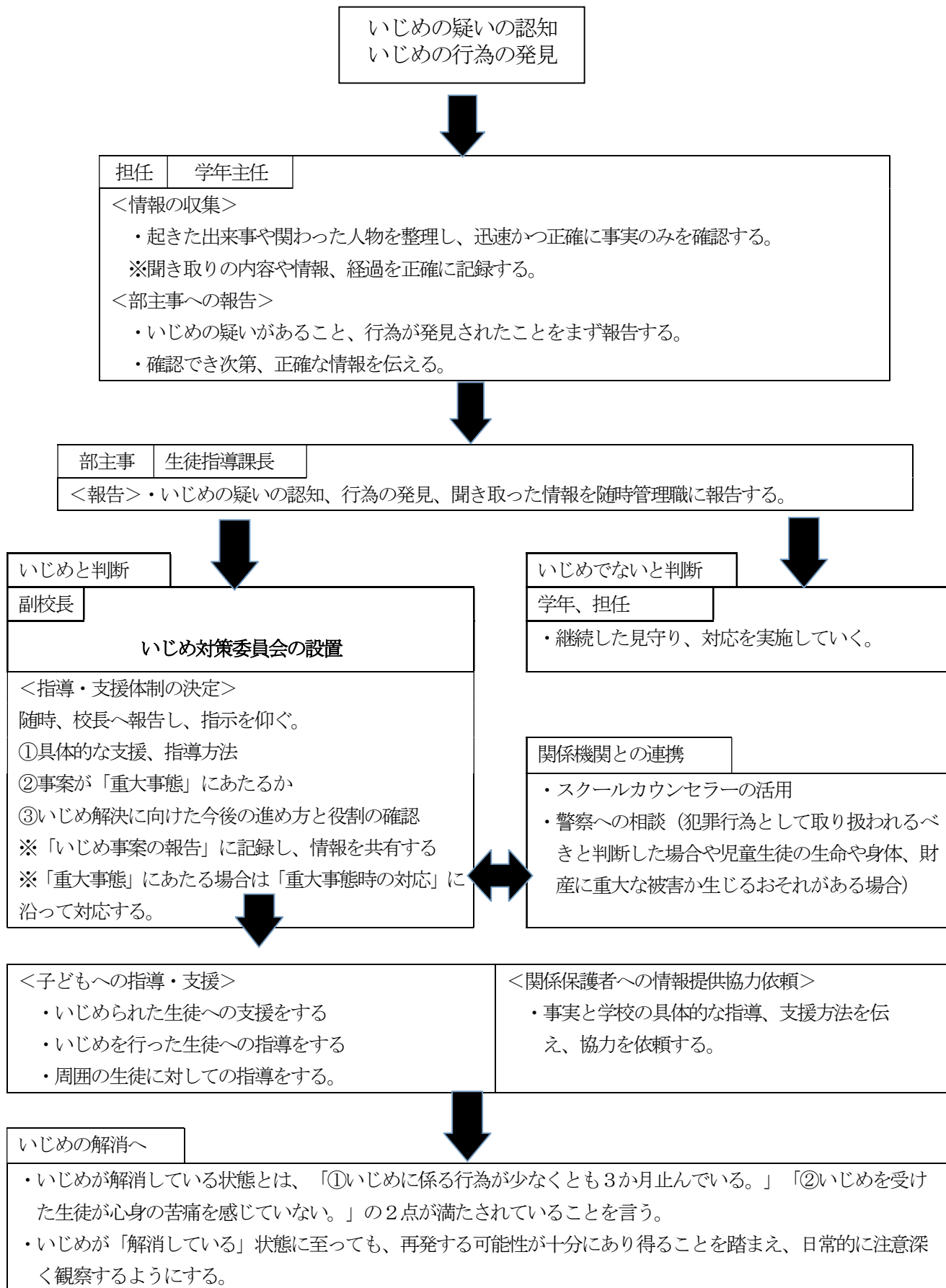
- ・**趣旨説明**：子どもを守り、より良い方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。

- ・ **情報提供** : 全ての子どもや保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。
- ・ **対応策の提示** : 保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

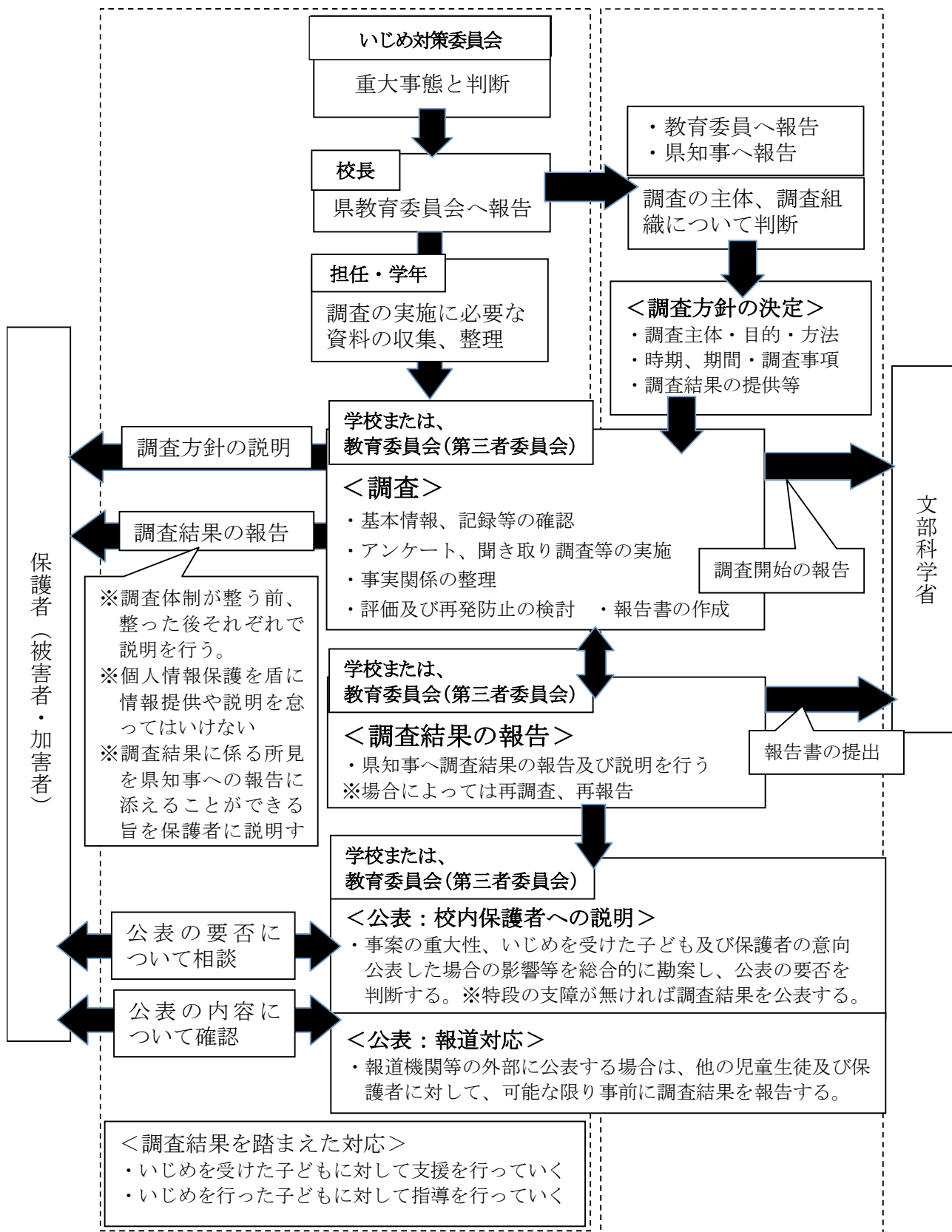
(2) マスコミ等への対応

- ・ 取材要請があった場合、県教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。
- ・ 多くの取材要請が予想される場合、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。
- ・ 取材要請が多いことが予想される場合、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、県教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。
- ・ 不明なことや把握していないことは、その旨を正確に答える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。

別紙1 「いじめ発生時の対応フローチャート」



別紙2 「重大事態への対応フローチャート」



参照：文部科学省

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」